報道発表資料の配付日時 10月20日(日)18時30分

発 表 項 目	厚真町における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る農場の防疫措置 の完了について		
記者レクチャー	(実施日時)	発表者	
のお知らせ		発表場所	
概 要	厚真町における高病原性鳥イ おける 防疫措置が完了しました		
	農場防疫措置 10月20日 (日) 18時 完了※防疫措置:家きんの殺処分及び埋却、汚染物品の埋却、鶏舎等の消毒【今後の予定】1 発生農場の防疫10月27日(おおむね1週間経過後)2回目の消毒11月3日(おおむね2週間経過後)3回目の消毒		
	2 制限区域の防疫 ・10月31日(10日経過後) 移動制限区域(3km以内)内の農場の清浄性確認検査を実施。 陰性を確認後(おおむね1週間後)、農林水産省と協議の上、 搬出制限区域(3~10km)を解除。 ・11月11日(21日経過後) 清浄性確認検査陰性を確認後、農林水産省と協議の上、 移動制限区域を解除するとともに、制限区域を含めた防疫 措置を全て完了。		
	3 消毒ポイント等の車両消毒ます。	は、移動制限	限期間中、引き続き実施し

報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い

- 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触 するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされて います。
- ① 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。

他 の ク ラ ブ と の 関 係

同時配付同時レク

担 当 (連 絡 先)

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (担当者:豊口)

TEL: 011-231-4111 (内線 38-106) ダイヤルイン: 011-206-7384